

泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

平成7年3月31日
条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民が日本国憲法に基づき「基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障されているにもかかわらず、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等への差別など、あらゆる差別により今なお人権が十分に尊重されていないことに鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るく住みよい国際都市・泉南市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進し、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、あらゆる差別をなくすため、社会福祉の充実、職業の安定、教育・文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発手法の工夫、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、啓発事業の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の形成を促進するものとする。

(意識調査及び実態調査の実施)

第6条 市は、前2条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じて意識調査及び実態調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国及び府との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 市は、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の運営に関する事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年6月1日から施行する。